

日本水大賞 フォローアップ調査記入用紙(現在の活動状況をお教えてください)		(整理番号:)		
アンケートは11月25日(金)を目途に本田宛(honda.t@japanriver.or.jp)にお送り下さい。				
記入年月日	活動主体	活動分野		
2022年12月1日	該当する活動主体に○(1つまで)	主な活動分野に◎(1つまで) その他関連する活動分野に○		
	学校 () 企業 () 団体 (○) 個人 () 行政 ()	水防災 (◎) 水資源 (○) 水環境 (○) 水文化 (○) 復興 ()		
活動主体の概要				
活動主体の名称 (個人応募の場合は個人名)	ニンエイ・エヌピーオー・ホウジン ミスノフォーラム 認定NPO(特定非営利活動)法人 水のフォーラム	設立年月日	2001年5月5日	
代表者名 (団体の場合)	フジワラトモコ 代表者: 藤原 梯子 記入者: 藤原 梯子	記入者連絡先 電話番号 携帯番号 メール	048-934-0187 090-3349-0265 tfujiwara@w-forum.jp	
所在地	フリガナ 埼玉県さいたま市浦和区			
活動の名称	フリガナ 荒川(旧利根川含む)流域の健やかな水循環を目指して ——流域の水の情報誌発行や田んぼ再生保全活動の実践——			
主な活動地	荒川・利根川上流域			
組織の概要 (個人の場合は 履歴を記入)	流域の水総理解のため、流域の多様な水及びそのつながりを学びながら、機関誌を通じて広く啓発普及するNPOを立ち上げ、併せて流域の水理解に不可欠ながらよく見えなかった農業用水を理解するため、身近な「見沼田んぼ」で実践活動。いずれも20年余になる。			
当該活動における受賞歴:				
<p>2003(H15)年11月17日「見沼田んぼの休耕田再生計画」日本計画行政学会計画賞 2005(H17)年 2月 1日「さいたま市景観協力賞 見沼田んぼ再生活動」さいたま市長表彰 2006(H18)年 9月 1日「田んぼの学校 企画賞」(社)農村環境整備センター表彰 2008(H20)年 5月20日「田んぼの学校 優秀賞」企画コンテストステップアップ部門(社)農村環境整備センター表彰 2011(H23)年 5月24日「みどりの愛護一緑化推進」国交大臣感謝状 2012(H24)年 4月25日「みどりの日-里地里山の保全再生」いきもの環境づくり・みどり部門 環境大臣表彰 2014(H26)年 6月17日「市民による流域の健やかな水ネットワーク保全活動」日本水大賞(市民活動賞)読売新聞社賞 2021(R 3)年 4月26日「見山環境保全会」埼玉県多面的機能支援推進会議表彰2011</p>				
※日本水大賞におけるこれまでの受賞歴をご記入ください。 受賞歴: 第(16)回(市民活動)賞				
●流域治水に関連するキーワード(施策)に関する事前調査				
流域治水に関連した、以下のキーワード(施策)をご存じですか。最も当てはまる回答の番号に○をお付けください。				
①よく知っている ②知っている ③聞いたことがある ④知らない				
Q1: 流域治水	①	②	③	④
Q2: 水源地涵養(流出抑制)	①	②	③	④
Q3: 雨水浸透(流出抑制)	①	②	③	④
Q4: 利水ダムの活用(流出抑制)	①	②	③	④
Q5: ため池等の治水利用(流出抑制)	①	②	③	④○
Q6: 水田貯留(流出抑制)	①	②	③	④
Q7: 校庭貯留(流出抑制)	①	②	③	④
Q8: 土地利用規制(移転促進/水害リスク軽減)	①	②	③	④
Q9: リアルタイム浸水・決壊の把握(災害情報伝達/避難体制強化)	①	②○	③	④
Q10: マイタイムライン(災害情報伝達/避難体制強化)	①	②	③	④○

●流域治水に関連した活動概要に対するアンケート

①受賞当時の水防災分野における活動内容及び諸活動をめぐる社会状況について。(活動の背景と行動の観点)

「市民活動賞」受賞は平成26(2014)年。活動を開始した平成13(2001)年当時から振り返る。

当NPOの「見沼田んぼ※1」での実践活動の主目的は、稲作体験を通じて農業用水について学ぶことだったが、その学習の場とした見沼田んぼは基本的に「見沼三原則※2」で守られてきたが、実際の田は限られたものになっていた。

「見沼田んぼ」約1263haのうち2001年当時、田畑面積は半分以下、なかでも水田は8%程度になっていた。その限られた田も担い手は高齢者のみになり、周囲は瓦礫を含む残土の山が増えていた。

しかし見沼田んぼは、周囲台地との比高10mの低地で、かつ江戸以来の「見沼代用水」の供給エリア。それが首都圏30km、さいたま市中央に位置し、遊水地機能を筆頭に都市のヒートアイランド現象緩和、周囲の里山を含めた二次的自然や歴史・文化・景観の観点からも、持続可能な都市を維持するために「多面的機能※3」を発揮してきた。そこで担い手が不足なら、稲作がもたらす多面的機能を楽しむ都市住民こそ保全に協力せねば、と見沼田んぼに飛び込んだ。

飛び込んで見たが、そこは「農振農用地」、農産物生産の場であり、農家資格のない都市住民(非農家)が安易に入り込める場ではなかった。一方、市民参加者は当活動に賛同する協力者ではあるが、農業政策にも土地の慣習にも疎く、そのため農家の考えは古い、我々は協力者という“都市の傲慢”から、農家と都市住民の板挟みで苦勞した。

悪戦苦闘しながらも、都市住民の農家・農地・農業用水への理解が進み、加えて農家の担い手が確実にいなくなったこともあって、次第に農家から信頼されるようになる中、平成17(2005)年にNPO等にも農耕作が開かれた「特定農地貸付法※4」ができ、当活動も平成20(2008)年に当制度による市民農園開設が認められた。ここに至るまで7年。

今も毎年契約更新が必要だが、制度面からは「農地法」に基づく活動となり、課題の一つをクリアした。

②受賞後、水防災分野での活動実績とそこで直面した課題とその解決に向けた取組みについて。(活動の継続性の観点)

水田保全(見沼代用水末端水路管理含む)活動は、それ自体が「流域治水」に資するもの。令和元年洪水を筆頭に、台風シーズンには毎年のように排水河川・芝川(荒川支流)の洪水氾濫防止に貢献している。

当活動では、見沼農家の信を得るためもあって、農家が続けてきた地域資源を循環させる「循環型伝統農法」を引き継ぎ、耕作している。一例を紹介すると、

- ①カッパナン: 田面を歩いて一株一株周囲の土壌を掻き回しながら田の草を取り、取った草は土中に埋め、肥料にする。
- ②ハサ(稲束)カケ: 竹でノロシ(掛け台)を作り、太陽光エネルギー利用で稲束を天日干し。

①では田を歩き、横に広がりちな根を下方に伸ばし、台風による倒伏は今までゼロ。

稲は冠水しても二日はもつ。これまでの大雨では、稲の足元に10cm~20cmの浸水があっても稲穂がダメになることはない。ただし、ハサカケ期間(1~3週間)に台風等の強風に襲われると、ノロシの倒壊を招き、その修復が大変。しかし市民活動ゆえ被害額は発生しないし、その苦勞も翌年には忘れる。

現在、農家の依頼で管理する田は1.5町歩(ha)。作業は「循環型伝統農法」で農閑期も堆肥作りのための除伐・落ち葉掻き等で里山を管理するので一年中。参加者数は年間延べ1,000人ほどだが、流域の水理解という当活動の理念に賛同する市民に自ずから限られ、増えても30チームほど。

また、非農家ゆえ生産物のコメは販売しないが(特定農地貸付法でも禁止されている)、コメを作るというモチベーションあつての農地管理。コメ農家と変わらぬ農機が必要だが、市民活動ではその余裕がなく、1.5反の耕作は難しい。

そこで、田に接する里山からの湧水が多い田は「溜井ビオトープ」にし、約1/3は土づくりのためのレンゲ畑(それぞれ生き物調査・観察会で活用)、残り1町歩弱を耕作、それを3年ごとに回す「三圃制」で維持管理している。

③現在行われている活動で「流域治水」の施策に役立つ(関連がある)と思われることについてご回答ください。

また、その活動がどの様な効果を及ぼしている(与えている)と考えられるかご回答下さい。

埼玉県は平野部が全国平均約1割に対し、県土の6割を占める。そのうち河川氾濫原と呼ばれる低地は約6割。その低地は地形区分上最も低く、出来てまだ5、6千年なので地盤は軟弱。北部の熊谷・行田一帯や越辺川流辺は弥生時代以来の開発だが、南部は江戸時代に、江戸周囲の村々に水を送るための「葛西用水」や「見沼代用水」整備に伴い、水田開発された。

いずれにしても、埼玉県の低地は水田として利用されてきた。

稲は基本的に水に強く、冠水しても2、3日は耐えられる。埼玉の江戸以来の水田はコメ生産の場でありつつ、位置的に奥利根や奥秩父と江戸との間にあって、江戸以来の大都市を洪水から守る「バッファゾーン」としても貢献してきた。

この水田を残すことは、大規模化による農家管理にしても、大規模化が難しい農地での市民管理にしても、国土管理の観点からは「流域治水」に有効な土地である。

特に、江戸中期以来の通称「見沼田んぼ」と呼ばれ、「見沼三原則」で保全されてきた一帯は1,200ha。日本の高度経済成長期以降、残土の山が増え、一部、宅地・公共施設化され、また稲作の生産性が低下したことから畑地・植木畑が増えたが、それでも周囲台地との比高は10m。見沼田んぼの排水河川・芝川の氾濫時には、有効な一時貯留の場となる。

日本の治水はとりえず堤防やダムで一定の安全度をもって堤内を守ってきたが、安全度を高めるためにも、また最近の気候変動による豪雨対応でも、堤防は「スーパー堤防」にする以外は、より長く、より高くすることは安全工学上難しいだろう。ダムも容易には増やせない。後は都市の何倍もの面積を占める低地の遊水地化が望ましいと考え、流域の水を知るといふ活動目的と併せて田んぼ保全活動をしてきた。

しかしそこはコメ生産の場で、厚い壁があつたが、農家の担い手不足を見込み、また、江戸期のように国土の隅々まで稲作を行う必要はない時代になると思い、市民活動ながら見沼田んぼに定着できるよう実績を積んだ。

まず、これまで田を残してくれた農家に敬意を払い、農家が続けてきた農法を習い、それを続ける中で農家の信を得、今では農家には田を「半公共財」と考えてもらえるようになってきた。農家は土地を提供し、市民が管理し、行政が矛盾を抱えながらの支援※5体制を築いた。

④ 活動状況の記録写真(発足当時、受賞当時、現在)等もありませんでしたらご提供ください。

また、発足当時、受賞当時、現在の組織について、例えば、人数の増減、年齢層の変化、活動内容・拠点の広がり(上流～下流)等、イメージ出来るもの(写真等)がございましたら合わせてご提供頂ければと思います。

2018年12月12日-18日 水のフォーラム活動展

「見沼たんぼ」見山地区で活動、直近10年の記憶」より ※6



(『水のFORUM』Vol.18.P17-24)

【「流域治水」に関わる紹介】(『水のFORUM』より一部抜粋)



「田んぼだってDAM」

平成25(2013)年10月16日、台風24号の雨に続く大型台風26号発生。
東海から東北の広い範囲で暴風雨。
伊豆大島で甚大な被害。

(『水のFORUM』Vol.13.P32-33)

「私たちの災害復旧は二日かかりました。でも見沼たんぼが洪水調節しなかったら芝川沿いが氾濫していたかもしれない。ひいては東京下町を守ったかもしれない。これも立派なダムでしょう」と記す。



台風一過の田は周囲を映して輝くばかり。でもせっかくのハサカケ無残に倒壊。



見沼のオロチ(水神)が大暴れ。



大事なお米、自然災害と放置できず、ぬかるみの中、黙々とハサカケ修復。

2017(H29)年秋は2度の台風でハサカケ崩壊。

(『水のFORUM』Vol.17.P25より)



時間差で水が引けば、ぬかるみで苦労はするが、いつもの楽しい稲刈り。



この広い低地の「見沼たんぼ」が、台地上の都市に多面的機能をもって貢献する。



2019(R1)年10月11日～13日、関東を襲った大型台風19号による見沼たんぼ冠水状況。

(『水のFORUM』Vol.19.P24より)

「今年も多面的機能を発揮しました」と扉に記す。

その他:(自由欄)		
※1	「見沼田んぼ」	<p>「見沼田んぼ」の元々は、埼玉県東部一帯が沼沢地であった頃、大規模な沼に始まる。江戸初期に、関東の基盤整備を行った伊奈(備前守)忠次次男の半十郎忠治(関東郡代)が沼の下流に堤(八丁堤)を築き溜井(平野部の溜池)にし、そこから淵江領(足立区)方面に用水を送る「見沼用水」を整備したが、台地の絞り水で間もなく水不足に陥る。</p> <p>江戸中期の八代将軍吉宗の時代に、紀州から呼び寄せられた井沢弥惣兵衛為永が、利根川に取入口を造り、見沼溜井方面に用水路を開削し、見沼用水につないだ。延長80km。見沼用水に代わる用水の意味で「見沼代用水」を整備した。</p> <p>不要になった見沼溜井は、農民の手で田に整備。それが「見沼田んぼ」と呼んだ。</p> <p>昭和33年(1958)、狩野川台風で見沼田んぼの排水河川・芝川が氾濫し、下流域にある川口市が駅前まで浸水。当時の栗原埼玉県知事は、上流域の治水の必要性から芝川の河川改修推進と見沼田んぼの農地転用の不許可を指示。</p> <p>当初は災害の記憶も新しく、コメ作の有用性もあり、宅地化の動きも緩慢で功を奏した。しかしその後の高度経済成長期、宅地・工場用地・残土置き場等の立地が田園に求められ、農地転用抑制だけでは抗しきれなくなる。</p> <p>昭和40年栗原知事は、県が頑張ってきた見沼田んぼの遊水地機能保全のための行政指導を「見沼田圃農地転用方針」の表題で明文化し、各委員に諮り、即決。それが見沼三原則。</p> <p>行政が防災という観点から土地利用という個人の私権を押えたことは画期的なこと。政治に相談していたら実現しなかったと高く評価されている。</p> <p>併行して土地改良事業で排水施設や農道ができ、今見る「見沼田んぼ」になった。(川口市の浸水被害から当時の川口市長が見沼田んぼの保全を訴えた。現埼玉県大野知事はその市長の孫に当たり、水への理解は深い。)</p>
※2	「見沼三原則」概要	八丁堤と県道浦和岩附線と加田屋川締切橋に囲まれた今ある見沼田んぼの緑地は維持する。浦和岩槻線以北は適正な計画と認められるものは開発を認める。芝川改修計画に支障があると認められる場合は農地の転用を認めない。等
※3	田が有する多面的機能	<p>田は基本的に低地にあり、田を残すこと自体が「流域治水」に資する機能である。</p> <p>しかし田は、単一の目的をもつ都市維持装置ではない。日本人のアイデンティティであり、日本の祭り・行事の元にある稲作の場。かつ多面的機能を有し、都市維持装置にもなり得るが、流域治水に資する遊水池機能はその一部。</p> <p>とはいえ、地下資源利用以前の稲作は、洪水氾濫による沃土を貴重な肥料として利用してきた。多面的機能の中の遊水地機能は、都市のみならず稲作でも有効であった。</p> <p>治水の第一義は“人命を守る”ことだが、“資産を守る”点では、水田の遊水地機能(流域治水)は両者を結ぶ鍵になり得ると考える。</p>
※4	特定農地貸付法	<p>H17年に「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律の一部改正で、農地を持たないNPO等にも市民農園開設が認められるようになった。</p> <p><契約の手順></p> <ol style="list-style-type: none"> ①市と開設主体(NPO)との間で貸付協定 ②開設主体が貸付規定作成 ③農業委員会に特定農地貸付の承認申請 ④農業委員会農地部会で承認 ⑤農地所有者と市との間で賃貸借契約締結 ⑥市と開設主体の間で賃貸借契約締結 <p>(1年、3年×2回の「見直し」を経て、5年更新のはずだったが、将来は不明という理由で、毎年更新の契約を続けている。)</p>
※5	行政支援	<p>当活動は農地での活動であることから、「特定農地貸付法」や「多面的機能支払(交付金)」等、農政の一環で承認され、支援を得ている。管理者は農家で市民活動はその手伝いという位置づけ。交付金等支援も主体が農家のため、大型農機等の購入やその修理代は、私的利用の可能性から認められていない。</p> <p>それでも以前は、農家からの借用や軽微な修理も周囲農家の指導で乗り越えられたが、今や各農家の担い手のみならず大型農機もなくなり、すべて自前で解決せねばならなくなっている。</p> <p>特に最後にコメにする「乾燥調整機・糶摺り機(当活動ではハサカケで乾燥は不要だが一時貯留タンクが必要)」が身近にない。年に一度の使用だがコメにできなければ、稲は単なる「景観作物」になり、水田保全のモチベーションを失い、活動そのものが衰微しかねない。</p> <p>他の市民による水田保全活動のためにも、活動団体共同で使える「乾燥調整機と糶摺り機」の設置を市に訴えているが、「多面的機能支払」を担当する農環境整備課は農地管理が目的で、産物のコメは埒外。コメは農政課の担当だが、市民活動は生業とは一線を画すため、ここでも埒外。</p> <p>当活動は農地法で認められているとはいえ、他の農制度との矛盾も多く、また国土保全という新たな視点で見ると、農政の一環で扱うには無理がある。</p> <p>とって農地の公有地化は、イニシャルコスト、ランニングコストが大きく、また食糧安保や土地の歴史文化の観点からも、土地を無機質化し、稚拙な土地文化にしてしまう。今あるものを残すことに知恵を絞りたい。</p> <p>土地は農地指定、所有者は農家、管理は市民活動という体制を許容し、その部分を切り取って農水・国交省共管の支援体制を構築できないだろうか。</p> <p>活動当初から、いつかダム建設費の何パーセントかでも投入してもえる時が来る、と一人目論んでいたのだが……。</p>
※6	「見沼田んぼ」での実践活動	機関誌『水のFORUM』、その合冊本『荒川流域を知るⅠ、Ⅱ』の発行・配布による情報発信活動を除く。